

根白報

人口のうごき

(9月1日現在)	(8月中)
人口・33,723	出生・32
男・16,181	死亡・18
女・17,552	転入・68
世帯・6,453	転出・47



この施設の工事契約は、建築工事を安速建設が五千三百十万円、電気設備が、米春三月二十日完成期限として工事に着手しました。また配管、衛生ダクト設備などの工事は新潟市の大洋工業が三百八十六万円、さらに電気、放送火災報知器などの設備工事は、同じく新潟市の満電社が工事費二百万円それぞれ請け負うことになりました。

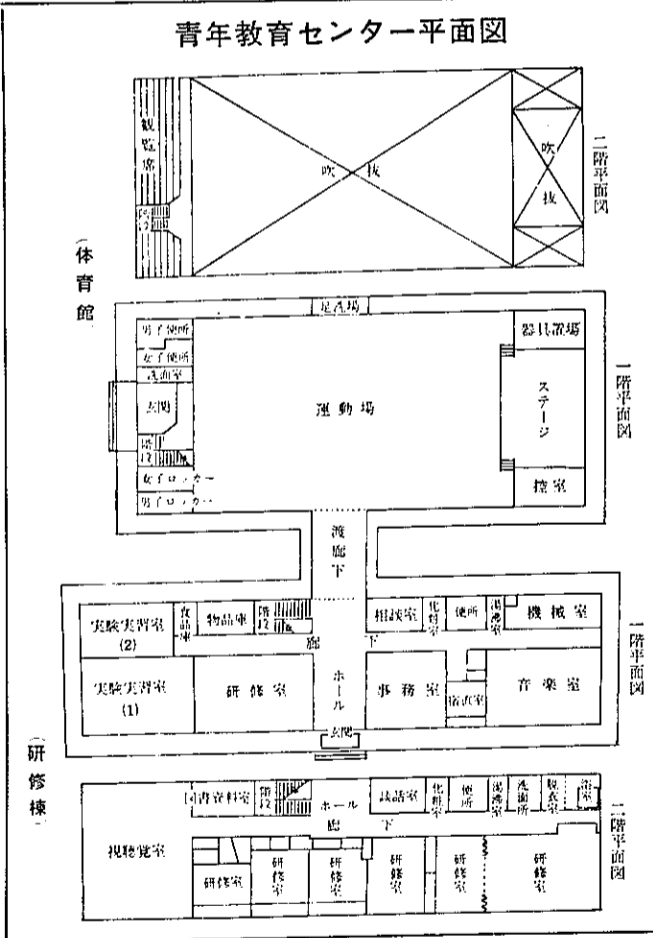
この「青年教育センター」は、三月分の広報白根でもお知らせしたとおり、文部省が今年度から補助金を出して全国に順次作って行く青少年の教育施設で、今年度はさしあたり全国に三カ所だけ作られることになっています。これは単なる集会所としてではなく、教育委員会が管理運営をするのプランを立て、積極的に教育の立場で利用して行くことが義務づけられているもので、はげしい競争率を突破してそのうちのひとつが本市に作られることになったのです。

青年教育センター 来年3月完成

市は8月24日臨時市議会を招集して、春以来準備を進めて来た「青年教育センター」建設の工事契約について正式に議会の議決を得ました。これにより来年3月完成をめどに、いま着々とその工事が進められています。

県下で初めての施設 総工費五千九百万円

して、ことしの二月に約一万五千平方メートルを買収した大字杉菜方(すぎながた)IIライズプラントの東側II地内で将来は市庁舎と並んで建つことになり、この建て物は、鉄筋コンクリート造り二階建て延べ千五百一十平方メートルの研修室(六六六十三平方メートル)からなり、一階は事務室、二階は音楽室、さらには機械室、相談室などがあります。また、一階は宿直室を除く各へやとすべてタイルあるいはモルタルで仕上げられています。二階は畳敷きの研修室六つをはじめ視聴覚室、図書資料室、談話室などのほか、浴室なども備えられ、六十人くらいの合宿研修にも利用できるようになっています。さらに渡り廊下でつながっている体育館には、音楽会や演劇などもできるりっぱなステージが設けられ、体育、文化の両面からおいに活用されることでしょう。



国内留学生を募集

一 全員で5~6人

市農政課は、一昨年から農村中堅青年養成講座のひととして、国内留学生の派遣を行なっています。これは、父兄の同意が得られたもの。派遣内容は、希望者一人、二人を同一市町村内へ派遣し、全員で五、六人の予定。派遣先では、受け入れ農家の家族と同じ立ち場で生産活動に従事する(3)留学生としておそれたりして、放流されたいの三分の一も成長してないのが現状です。この間、ほくはうっかりえさにとびついたり、釣りあげられてしまったり、しかしその人はほんとうに釣りの好きな人だったのです。ようもった大きくなったらまたおいで、と、いって放してくれました。しかし、いっしょに泳いでいた友だちはとうとう帰って来ませんでした。話しに聞くと魚の減って行く原因は、幼いほくらを獲ってしまうからだと、写真II放流される稚魚

この「青年教育センター」は、三月分の広報白根でもお知らせしたとおり、文部省が今年度から補助金を出して全国に順次作って行く青少年の教育施設で、今年度はさしあたり全国に三カ所だけ作られることになっています。これは単なる集会所としてではなく、教育委員会が管理運営をするのプランを立て、積極的に教育の立場で利用して行くことが義務づけられているもので、はげしい競争率を突破してそのうちのひとつが本市に作られることになったのです。

ほくは大通川のこい(鯉)の坊やです。ほくは八月三十一日に市の農政課の人たちや漁業組合、釣り連盟のおじさんたちの手によってこの大通川に放流されました。ほくたちの先輩はすでに十三年も前から毎年この川に放流され、大きく育って釣てんぐや漁業組合のみなさんを楽しませています。

この稚魚放流のしごとは、年々少なくなっている。ほくらち淡水魚の増殖と保護のため毎年こうして行なわれている。

稚魚放流 大通川などへ14万尾

扶養親族数	改正前	改正後
0人	426,813	476,000
1	536,500	583,500
2	589,844	644,250
3	644,188	710,000
4	701,250	777,500
5	760,000	845,000
6	818,750	912,500
7	877,500	980,000
8	936,250	1,075,000
9	995,000	1,115,000
10	1,053,750	1,182,500

福祉年金額などを引き上げ

国民年金制度の充実をはかるため、福祉年金の額引き上げと、所得制限を緩和するなどの改善が、つぎのとおりに行なわれ、福祉年金の引き上げ(四十三年度十月分)は、(四)老齢福祉年金の額を年額千二百円引き上げて二万四万円に、障害福祉年金の額を年額二千四百円引き上げて三万二千四百円に、また、母子福祉年金及び準母子福祉年金の額を年額二千四百円引き上げて二万六千四百円に、それぞれ引き上げられました。

△配偶者等の所得による制限
2 配偶者等の所得による制限
△受給権者の配偶者、または受給権者を扶養する扶養義務者の所得による
支給限度額は左表のとおり改正されました。



収穫の秋! 火災の秋!

★農家では「ねこ」の手も借りたいほど忙しい「収穫の秋」になりました。とかく家は留守がちになります。しかも近年では乾燥機の普及から、この種の火災が多くなっています。おたがい火には気をつけましょう。